

シンボルマーク取扱細則

(制 定 平成 2 年 12 月 3 日)

最終変更 2022 年 5 月 20 日

(目的)

第 1 条 この細則は、本会のシンボルマーク（昭和 62 年 5 月 19 日理事会決議）の取扱いについて定める。

(シンボルマークの使用目的及び形状)

第 2 条 本会は、会員及び準会員相互の認知並びに集会などにおけるシンボルとすることを目的として、シンボルマークを使用するものとする。

2 前項のシンボルマークの形状及び色は、別表のとおりとする。

(会員及び準会員のシンボルマークの使用)

第 3 条 会員及び準会員は、本会の会員又は準会員であることを明示することを目的として、シンボルマークを使用することができる。

2 シンボルマークの使用を希望する会員及び準会員は、あらかじめ本会に申請し、使用の許可を受けなければならない。

3 前項の申請は、使用目的及び使用方法を記載した書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含み、以下「申請書」という。）を本会に提出することにより行う。

4 本会は、会員及び準会員（以下この項において「申請者」という。）から、前項の申請書が提出されたときは、当該申請書の内容について次項各号その他本細則の規定の趣旨に照らした上で、使用の可否を決定し、申請者に通知する。

5 シンボルマークの使用許可を受けた会員及び準会員（以下「使用許可者」という。）は、シンボルマークの使用に当たって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 次項に規定する用法に従いシンボルマークを使用すること。
- (2) 品位を保つこと。
- (3) 第 3 項で申請した使用目的及び使用方法に則り、使用すること。
- (4) 公認会計士以外の資格のシンボルマークと誤認させるような使用をしないこと。
- (5) 本会以外の組織又は団体のシンボルマークと誤認させるような使用をしないこと。
- 6 使用許可者は、シンボルマークを使用するにあたっては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に規定する文言をシンボルマークに併記した、本会から提供される電磁的記録を使用しなければならない。

(1) 会員 日本公認会計士協会 会員 (英文の場合: The Japanese Institute of Certified Public Accountants Member)

(2) 準会員 日本公認会計士協会 準会員 (英文の場合: The Japanese Institute of Certified Public Accountants Associate Member)

(シンボルマークの使用方法変更及び使用停止)

第4条 使用許可者は、申請したシンボルマークの使用方法を変更する場合には、第3条第2項の規定に準じてあらためて申請を行うものとする。

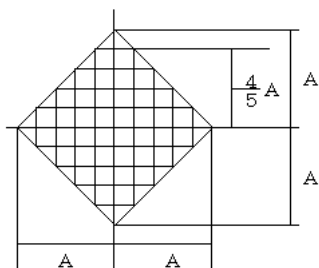
2 使用許可者は、シンボルマーク使用を止める場合は、その旨を本会に届け出なければならない。

(シンボルマークの取扱いに関する細目)

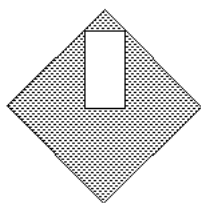
第5条 この細則に定めるもののほか、シンボルマークの取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

別表 (第2条 第2項 関係)

<割り出し図>



<イメージ>



● 江戸時代の紋章に「隅立て角持ち」という、正方形を45に使用する形があり、民衆の生活にも溶け込んでいた伝統的なスタイルとなっています。

<色> (図は省略)

長方形の部分：白又は銀色

正方形の部分：紫色 (RGB:R125 G85 B199 CMYK:C65 M70 Y0 K0)

また、カラーを使用しない場合、正方形の部分は、グレーとする。

なお、単色表示で使用する場合にはこの限りではない。

附 則

- 1 この取扱規程は、平成2年12月4日から施行する。
- 2 施行日以前にシンボルマークを使用している場合には、速やかに第3条第2項に定める書面を提出するものとする。

附 則（平成18年12月7日改正）

この改正規定は、平成19年2月2日から施行する。

附 則（2019年9月17日改正）

この改正規定は、2019年の定期総会における会則変更の施行の日（2019年10月1日）から施行する。

附 則（2022年5月20日改正）

- 1 この改正規定は、2022年7月6日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日の前日において、この改正規定による改正前の日本公認会計士協会シンボルマーク取扱細則第3条の規定によりシンボルマークを使用している会員及び準会員は、施行日以後、当該シンボルマークを使用してはならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、施行日から起算して1年間に限り、当該シンボルマークを引き続き使用することができる。